

広島経済大学研究活動の不正行為防止等に関する規程

平成 28 年 3 月 1 日
制 定

最終改正 平成 30 年 3 月 27 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、広島経済大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 研究者等 本学において研究活動に従事する教員及び学生をいう。
- (2) 不正行為 捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ等、研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理から逸脱の程度が甚だしいものをいう。
- (3) 特定不正行為 前号の不正行為のうち、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん及び盗用をいう。

(研究者等の責務)

第 3 条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等（以下「研究倫理教育」という。）を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を、論文等成果物の発表後 10 年間適切に保存及び管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(最高管理責任者)

第 4 条 研究倫理の向上、不正行為の防止等について本学全体を統括し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講ずるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第 5 条 本学における研究倫理教育について実質的な責任及び権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、学部長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、本学に所属する研究者等に対し、研究倫理教育を定期的に行わなければならない。

(研究倫理審査委員会の設置)

第 6 条 学長は、研究活動上の不正行為の防止及び研究倫理に関し必要な事項について審議を行うため、必要に応じて研究倫理審査委員会を設置することができる。

- 2 委員長は最高管理責任者をもって充て、委員は必要に応じて学長が委嘱する。

(通報及び相談窓口の設置)

第 7 条 不正行為について、学内外から通報及び相談を受け付ける窓口を地域経済研究所に設置する。

(通報及び相談の方法)

第 8 条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、窓口に対して通報又は相談を行うものとする。

- 2 通報は、原則として顕名により行うものとし、不正行為を行ったとする研究者、研究グル

ープ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容を明示し、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由を明示しなければならない。

(窓口の職員の義務等)

第9条 窓口の職員は、通報又は相談を受け付けるにあたり、通報者及び相談者の秘密の遵守及び保護を徹底しなければならない。

2 窓口の職員は、通報又は相談を受け付けるにあたり、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないようにするなど、適切な措置を講じなければならない。

3 窓口の職員は、直接の利害関係を有する事案に関与してはならない。

(通報及び相談の受付等)

第10条 通報は、不正行為を行ったとする研究者、研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が明示されている顕名による通報に限り受け付けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、匿名による通報があった場合は、その内容を最高管理責任者と協議し必要と認めたときは、これを顕名による通報に準じて取り扱うことができるものとする。

3 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ、インターネット等の通報によらない方法により、不正行為の疑いが指摘された場合(不正行為を行ったとする研究者、研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)は、これを匿名による通報に準じて取り扱うことができるものとする。

4 窓口の職員は、通報を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者にその内容を報告しなければならない。

5 窓口の職員は、通報者に対し通報を受け付けた旨を通知するものとする。

6 最高管理責任者は、通報の意思を明示しない相談については、通報に準じてその内容を確認又は精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報の意思の有無を確認するものとする。

7 窓口の職員は、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという通報又は相談については、最高管理責任者にその旨を報告しなければならない。

8 前項の報告を受けた最高管理責任者は、その内容を確認又は精査し、相当の理由があると認めた場合は、被通報者に対して警告を行うものとする。

(通報及び相談の回付)

第11条 本学が、通報及び相談があった事案の調査を行うべき機関に該当しない場合は、窓口を通じ該当する機関に当該事案を回付する。

2 通報及び相談があった事案について、本学以外に調査を行う機関が想定される場合は、前項と同様に取り扱うものとする。

(悪意に基づく通報)

第12条 何人も、被通報者を陥れるため又は被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること又は本学若しくは被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報(以下「悪意に基づく通報」という。)を行ってはならない。

2 理事長は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

(守秘義務)

第13条 本規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定については、本学の教職員でなくなった後も同様とする。

3 最高管理責任者は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの

秘密の保持を徹底しなければならない。

- 4 最高管理責任者は、当該通報に係る事案が外部に漏洩した場合は、通報者及び被通報者の了承を得て、調査中であっても調査事案について公に説明することができるものとする。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了承は不要とする。
- 5 学長、各調査委員会委員又はその他の関係者は、通報者、被通報者、調査協力者、相談者又はその他の関係者に連絡又は通知をするときは、通報者、被通報者、調査協力者、相談者又はその他の関係者の人権、名誉、プライバシー等を侵害することのないよう配慮しなければならない。

(通報者及び相談者の保護)

第14条 最高管理責任者は、通報又は相談したことを理由とする通報者又は相談者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないように、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学の教職員は、通報又は相談したことを理由として、通報者又は相談者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 理事長は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことをもって当該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被通報者の保護)

第15条 本学の教職員は、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 理事長は、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(予備調査委員会の設置)

第16条 最高管理責任者は、第10条第4項の規定による報告を受けたとき又はその他の理由により予備調査が必要と認めるときは、速やかに予備調査委員会を設置しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、最高管理責任者を委員長とし、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者の中から学長が委嘱する若干人の委員をもって組織する。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて被通報者その他の関係者に対して、通報された事案に係る関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置を講ずることができる。

(予備調査の実施等)

第17条 予備調査委員会は、設置後速やかに予備調査を開始しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、予備調査において、通報された不正行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認めらるる事項に関する調査を行う。
- 3 既に取り下げられた論文等に対する通報については、論文等の取り下げに至った経緯及び事情並びに不正行為の問題として調査すべきか否か調査を行う。
- 4 最高管理責任者は、通報を受け付けた日から30日以内に本調査の要否を決定しなければならない。
- 5 予備調査委員会は、本調査が行われなことが決定した場合は、予備調査に係る資料等を保存し、当該競争的資金の配分又は措置をする機関（以下「配分機関等」という。）及び通報者から開示を求められたときは、これに応じるものとする。

(予備調査の結果の通知)

第18条 学長は、本調査を行うことを決定したときは、通報者及び被通報者に本調査を行う旨を通知し本調査への協力を求めるものとする。

- 2 被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

第19条 学長は、予備調査において本調査を行わないことを決定した場合は、理由を付して通報者に通知する。

(予備調査の結果の報告)

第20条 学長は、特定不正行為に係る本調査を行うことを決定したときは、配分機関等に本調査を実施する旨を報告するものとする。

(本調査委員会の設置)

第21条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに本調査委員会を設置しなければならない。

2 本調査委員会は、最高管理責任者を委員長とし、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者の中から学長が委嘱する若干人の委員をもって組織する。

3 前項の委員のうち、半数以上は学外有識者でなければならない。

(本調査委員の通知)

第22条 学長は、本調査委員会委員を決定したときは、通報者及び被通報者に本調査委員会委員の氏名及び所属を通知するものとする。

(異議申立て)

第23条 前条の通知を受けた通報者又は被通報者は、当該本調査委員会委員の選任について通知を受けた日から起算して7日以内に、学長に対し書面により理由を添えて異議申立てをすることができる。

2 学長は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る本調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知するものとする。

(本調査の実施等)

第24条 本調査委員会は、本調査の実施が決定した日から起算して30日以内に本調査を開始しなければならない。

2 本調査委員会は、通報において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行う。

3 通報された事案に係る研究活動のほか、本調査委員会の判断により本調査に関連した被通報者の他の研究活動についても調査の対象とすることができる。

4 本調査委員会は調査にあたり、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。

5 通報者、被通報者その他関係者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査に誠実に協力しなければならない。

(証拠の保全)

第25条 本調査委員会は、調査を実施するに当たっては、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 通報された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でない場合は、本調査委員会は通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 本調査委員会は、前2項に定める場合を除き、被通報者の研究活動を制限してはならない。
(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第26条 本調査委員会は、調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮しなければならない。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第27条 本調査において、被通報者が通報に係る疑惑を晴らそうとする場合は、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適切な方法及び手続により行われたこと、並びに論文等が科学的に適切な方法及び手続に基づき適切な表現で書かれたものであることを科学的根拠を示して説明しなければならない。

(本調査の中間報告)

第28条 学長は、本調査の終了前であっても、通報された事案に係る配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。

(審査及び認定)

第29条 本調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為の有無について審査し、認定を行うものとする。

2 前項の審査及び認定に当たっては、被通報者の説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断した上で、不正行為の有無の認定を行わなければならない。被通報者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

3 本調査委員会は、不正行為と認定した場合は、次の各号に掲げる事項についても審査し、認定を行うものとする。

(1) 不正行為と認定された内容

(2) 不正行為に関与した者とその関与の度合い

(3) 不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割

4 本調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定する場合であって、通報が悪意に基づくものであると判断した場合は、その旨の認定を行う。

5 前項の認定を行うにあたっては、通報者に対し弁明の機会を与えなければならない。

(本調査の結果の通知)

第30条 学長は、本調査の結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者に速やかに通知するものとする。

2 学長は、被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

3 学長は、悪意に基づく通報である旨の認定があった場合において、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知する。

(本調査の結果の報告)

第31条 学長は、不正行為のうち特定不正行為と認定されたものについては、調査結果を当該事案に係る配分機関等に報告するものとする。

(不服申立て)

第32条 不正行為が行われたものと認定された被通報者及び通報が悪意に基づくものと認定された通報者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、学長に対し不服申立てをすることができるものとする。ただし、同一理由による不服申し立てを繰り返し行うことはできない。

(不服申立てに伴う通知)

第33条 学長は、不正行為が行われたものと認定された被通報者から不服申立てがあったときは、通報者にその旨を通知する。

2 学長は、通報が悪意に基づくものと認定された通報者から不服申立てがあったときは、被通報者にその旨を通知する。

3 前2項の場合において、通報者及び被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

(不服申立てに伴う報告)

第34条 学長は、第32条の不服申立てが特定不正行為に係る事案の場合は、配分機関等に報告するものとする。

(不服申立てに係る調査)

第35条 学長は、第32条による不服申立てを受けたときは、本調査委員会に不服申立てに係る審査を命ずるものとする。ただし、不服申立ての趣旨より新たに専門性を要する判断が必要であると認めた場合は、調査委員の交代若しくは追加又は新たに調査委員会を設置させることができるものとする。

2 本調査委員会は、学長から前項の審査を命じられた場合は、当該事案の再調査を行うか否

かを速やかに審査し、学長に報告するものとする。

(再調査の可否に伴う通知)

第36条 学長は、再調査を行うか否かの報告を受けたときは、不服申立人に対しその決定を通知するものとする。

2 本調査委員会からの報告が、再調査を行うまでもなく不服申立てを却下すべきものと決定した事案のうち、不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと本調査委員会が判断した事案については、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

(再調査の可否に伴う報告)

第37条 学長は、特定不正行為に係る事案の再調査を行うか否かの報告を受けたときは、配分機関等にその決定を報告するものとする。

(再調査の実施等)

第38条 本調査委員会は、第32条に基づく不服申立てについて再調査を実施する決定をした場合は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて再調査に協力することを求めるものとする。

2 本調査委員会は、再調査を開始した場合は、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。

(再調査の打ち切り)

第39条 前条第1項に定める不服申立人からの協力が得られない場合は、本調査委員会は再調査を行わず、審査を打ち切ることができるものとする。

2 本調査委員会は、前項により再調査を行わないことを決めたときは、直ちに学長に報告する。

(再調査の打ち切りに伴う通知)

第40条 前条第2項の報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

2 学長は、不服申立人が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関にも通知するものとする。

(再調査の打ち切りに伴う報告)

第41条 学長は、第39条第2項の報告のうち、特定不正行為に係る事案の場合は、配分機関等に報告するものとする。

(再調査の結果の通知)

第42条 学長は、再調査の結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者に速やかに通知するものとする。

2 学長は、被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

3 学長は、悪意に基づく通報である旨の認定があった場合の再調査において、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知する。

(再調査の結果の報告)

第43条 学長は、不正行為のうち特定不正行為に関する再調査については、その結果を当該事案に係る配分機関等に報告するものとする。

(調査結果の公表)

第44条 学長は、特定不正行為と認定された場合は、速やかに調査結果を公表する。

2 前項の公表における公表内容は、特定不正行為に関与した者の氏名及び所属、特定不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、本調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を含むものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定不正行為があったと認定された論文等が、通報がなされる

前に取り下げられていた場合は、当該特定不正行為に関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。

- 4 特定不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合は、原則として調査結果は公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表内容は、特定不正行為がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、被通報者の氏名及び所属、本調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を含むものとする。
- 6 学長は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合は、通報者の氏名及び所属、悪意に基づく通報と認定した理由、本調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を公表する。

(論文等の取下げ等の勧告)

第45条 学長は、特定不正行為が認定された研究者及び当該事案の内容について責任を負うものとして認定された研究者に対して、特定不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 学長は、当該研究者が前項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(懲戒等の措置)

第46条 本調査の結果、特定不正行為が認定された研究者及び当該事案の内容について責任を負うものとして認定された研究者については、学校法人石田学園就業規則第40条及び第41条に基づき、懲戒処分を行うことができる。

- 2 学長は、前項の処分が課されたときは、配分機関等に対し、その処分の内容等を通知する。

(措置の解除等)

第47条 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったものと認定された場合は、研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。

- 2 本調査委員会は、不正行為に係る証拠保全の措置について、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- 3 最高管理責任者は、不正行為の事実がなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。